

児童クラブ利用に関する同意書

大和市長 あて

児童クラブ

フリガナ

児童名: _____

フリガナ

児童名: _____

No	確 認 事 項	同意欄 (○を記入 してください)
1	児童クラブの申請内容を確認するために、住民登録情報を照会することがあります。	
2	児童クラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育は出来ません。	
3	児童クラブは、原則、事前に届出された理由以外の私的な用事等では利用出来ません。	
4	児童の健全育成の視点から、必要に応じて、保育園、学校及び関係機関と連携し、児童の生活状況等に関し、情報交換や情報共有を図ることがあります。	
5	児童クラブでの生活の様子により、必要に応じ、今後の保育の進め方についてご相談させていただく場合があります。	
6	申請内容が事実と反したものである場合は審査対象となりません。また、入会承認決定後に申請内容が事実と反したものであることが判明したときは、入会承認を取り消す場合があります。	
7	求職中の場合、入会申請は出来ません。また、育児休業等の取得中は、入会申請・在籍が出来ません(入会希望日以前の日付で復職(予定)年月日が明記された就労証明書が提出できる場合を除きます)。	
8	減免を受けた方が、減免事由に該当しなくなった場合や減免事由・世帯構成等が変更になった場合、速やかにこども青少年みらい課へ連絡してください。	
9	入会申請書に記載した内容に変更が生じる場合や就労先・就労状況が変わることになった場合、速やかに児童クラブへ申し出てください。	
10	児童クラブの利用は保護者の就労状況に基づくため、変則就労(不定休やシフト制勤務などが該当します)の場合、毎月職場で発行されるシフト表などを提出してください。	
11	児童のお迎えは必ず午後7時までに行ってください(児童クラブは午後7時閉所です)。なお、継続してお迎えの時間を超過する場合は、入会承認を取り消すことがあります。	
12	送迎は、徒歩又は自転車で行ってください(原則、車での送迎は禁止です)。	
13	各児童クラブが開催する説明会には、必ず参加してください(原則、継続入会の方も含まれます)。	
14	緊急時に、保護者に連絡が取れない場合、「個人カード・防災カード」に記入いただいた方に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。	
15	育成料を3か月以上にわたり滞納した場合には、入会承認が取り消しとなります。	
16	児童クラブを退会する場合、退会日より前に「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」を児童クラブ又はこども青少年みらい課へ提出してください(書類での提出がないと、欠席扱いとなり育成料がかかります)。	
17	大和市放課後児童クラブ入会案内の内容を読み、児童クラブの手続きや利用の方法をよく理解したうえで、申請・利用してください。	

児童クラブの利用にあたり、申請者及び同居する家族全員が、
全ての事項について確認し、同意いたしました。

年 月 日

申請者(自署)氏名